ASBJ

第 531 回企業会計基準委員会	資料番号	審議事項(1)-2
	日付	2024 年 8 月 20 日

プロジェクト	**金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目	**満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについての再提案**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに関する ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 524 回企業会計基準委員会等[1]では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について、予想信用損失モデルの適用対象としつつ、予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載することを事務局より提案し、当該提案を支持する意見と金融商品の分類及び測定に関する議論と合わせて検討すべきとの意見が聞かれた。

3. 第 221 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 25 日開催）では、財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や実務上の課題等をより精緻に把握するため、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者[2]に出席いただき、前項の ASBJ 事務局の提案に関する見解及びご意見を伺った。

   また、第 529 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 16 日開催）では、第 221 回金融商品専門委員会におけるステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者への意見聴取について報告を行うとともに、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者にオブザーバーとして出席いただき、質疑応答を行った。

4. 本資料では、これまでの審議において聞かれた意見を踏まえ、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについて、ASBJ 事務局の追加的な

[1] 第 524 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 22 日開催）及び第 216 回金融商品専門委員会（2024 年 4 月 8 日開催）を合わせて「第 524 回企業会計基準委員会等」という。

[2] 第 529 回企業会計基準委員会及び第 221 回金融商品専門委員会では、一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の代表者に出席いただきご意見等を伺った。

分析及び再提案をお示しする。

III. ASBJ 事務局の追加的な分析

（これまでの事務局からの提案及び企業会計基準委員会等で聞かれた意見）

5. ステップ 3 では、国際的な比較可能性を重視する観点から、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について予想信用損失モデルの適用対象とすることを提案した。

6. また、ステップ 4 における満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関する取扱いについて、第 524 回企業会計基準委員会等では、予想信用損失モデルの適用対象としつつ、予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載することを提案した[3]。

7. 前項の事務局提案に関し、第 524 回企業会計基準委員会等では次の意見が聞かれた。

事務局提案を支持する意見

(1) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの適用対象とする事務局の提案に賛同する。信用リスクに着目した形で債券の減損に関する考え方を明確化することは会計基準の改善につながると考える。また、現行の金融商品会計基準等[4]における有価証券の減損に関する 30%や 50%といった定めは損失認識の感度が低く、国際的な会計基準とのコンバージェンス（整合性）の観点から予想信用損失モデルに移行することは合理性があると考える。

金融商品の分類及び測定に関する議論と合わせて検討すべきとの意見

(2) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券への予想信用損失

---

[3] 第 524 回企業会計基準委員会等では次の事項についても提案し、特段の異論は聞かれなかった。
(1) 格付会社が公表する情報等を活用して予想信用損失を算定する実務上の対応等について、補足文書に記載する。その際、ソブリン債など信用力の高い債券について予想信用損失の額に重要性が乏しいと考えられ、その結果、実務上、予想信用損失がゼロとされる場合がある旨を記載する。

[4] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品 Q&A」という。）を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

モデルの適用に関しては、金融商品の分類及び測定に関する議論と併せて検討することが適切と考える。

8. また、第 221 回金融商品専門委員会では、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者から、次の意見が聞かれた。

(1) 地域金融機関が保有する満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の多くを占める投資適格相当の国債等について、引当の計上を不要とすることが可能となる提案は実務負担に配慮いただいていると認識している。

(2) 分類・測定の議論が行われていない状況において、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を引当金の対象とすることを決定するのは、分類・測定への影響等が不明であり、時期尚早と考える。

(3) 満期保有目的の債券について、現行会計基準において「信用リスクが高くないこと」が適用要件とされていることから、引当金の対象とすべきではないと考える。

(4) 中小企業向けの銀行保証付私募債を相当程度保有しており、現状案ではその大半が引当対象となる。システム投資や体制整備が必要となり、実務への影響・負担が相応にある。

(5) その他有価証券に分類される債券について、時価評価差額金には信用リスクも含まれていると認識しており、信用リスクのみを予想信用損失の対象とする考え方・実務の理解が難しいことから、引当金の対象とすべきではないと考える。

(6) ステップ 2/3 においても引き続き審議する論点であるため、ステップ 2/3 の進捗に合わせ、ステップ 4 において手戻りのないように議論いただきたい。

9. 次項以降では、これまでに聞かれた意見への対応を検討するにあたり、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関する減損の現行基準の課題を分析し、それを踏まえた対応の方向性について検討を行う。検討においては、前項(6)の意見を踏まえ、ステップ 3 及びステップ 4 の両方を対象として分析を行うとともに、ステップ 5 で取り扱っている一般事業会社への影響についても分析を行う。

(現行基準の課題)

10. 現行の金融商品会計基準等では、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについては、時価が著しく下落したときに、回復する見込があると認められる場合を除き、減損処

理を行うとしている（金融商品会計基準第 20 項）。金融商品実務指針では「著しく下落した」については必ずしも数値化できないとしつつ、次のとおり定量的な目線を示している（金融商品実務指針第 91 項及び第 284 項）。

(1) 時価の下落率がおおむね 30%未満の場合は一般的には「著しく下落した」に該当しないものと考えられる。

(2) 時価の下落率がおおむね 30%から 50%の場合は、時価の回復可能性を考慮し減損処理の要否を決定する。

　債券の回復可能性については、下落の原因により判定することとし、単に市場金利の上昇に起因し、保有期間中いずれ時価の下落が解消する見込みがある場合には回復可能性があると認め、他方、信用リスクの増大に起因する場合には、十分な根拠に基づいて反証ができる場合を除き、回復可能性はないと判断する。

(3) 時価の下落率が 50%程度以上の場合は、合理的な反証がない限り、減損処理を行わなければならない。

11. この点、国際的な会計基準において、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、金融商品会計の複雑性の低減及び世界的な金融危機の際における減損の認識への批判[5]に対応するために金融商品会計プロジェクトに取り組み、金融資産の減損については従来の発生損失モデル（Incurred loss model）から予想損失モデル（Expected loss model）への転換を柱とする会計基準の改正が行われた。

12. このような国際的な流れと比較すると、現行の金融商品会計基準等における有価証券の減損モデルは、時価が「著しく下落」するまでは損失を計上しないため損失認識が遅いという課題があり、また、将来予測情報に基づいて将来の景気悪化等の影響を織り込むモデルとなっていないためさらに損失認識が遅いという課題があると考えられる。これらの課題に対応するためには、時価の下落率が低い場合であっても予想損失モデルによって早期に損失を認識するように、債券の減損についても予想損失モデルに移行することが不可避の状況にあると考えられる。

13. ここで、債券の減損について予想損失モデルに移行するとした場合、その移行時期

---

[5] 深刻化した世界的な金融危機のため、G20 や金融安定理事会を含む市場関係者から、特に減損の認識について、当時の発生損失モデル（incurred loss model）により“too little, too late”となっており、金融危機の問題を増幅していると批判された（第 377 回企業会計基準委員会（2018 年 1 月 25 日開催）審議事項(5)参照。）。

が課題となる。すなわち、(1)本減損プロジェクトにおいて移行するか、(2)金融商品の分類及び測定の全般的な見直しを行うとした際に移行するかの 2 つの時期が考えられる。移行時期の判断においては、仮に金融商品の分類及び測定の全般的な見直しを IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）をベースとして行った場合に手戻りが生じる可能性は低いと考えられるかどうかにより、本減損プロジェクトにおいて移行するか決定することが考えられる。

14. この点、現行の金融商品会計基準等において、「満期保有目的の債券」と「その他有価証券に分類される債券」で分類要件が異なっており、金融商品の分類及び測定の全般的な見直しを行うことよる影響の程度も異なると考えられる。次項以降では、「満期保有目的の債券」と「その他有価証券に分類される債券」に区分して検討を進める。

（満期保有目的の債券に関する分析）

15. 満期保有目的の債券については、時価が算定できる場合であっても、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取り（回収）を目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要はないとされている（金融商品会計基準第 71 項）。

16. また、満期保有目的の債券への分類については、時価評価の例外的な取扱いとして認める趣旨を踏まえて、次の要件を定めている（金融商品実務指針第 273 項）。

(1) 満期まで所有する積極的な意思と能力を有している。（金融商品実務指針第 69 項）

(2) あらかじめ償還日が定められており、額面金額による償還が予定されている。また、取得時において、元本の償還及び利息の支払に関して支障を来すおそれがあると認められる状況にはない（信用リスクが高くない）。（金融商品実務指針第 68 項、第 272 項及び金融商品 Q&A Q22、Q28）

さらに、満期保有目的の債券への分類は取得当初に行うこととし、事後的に満期保有目的の債券に振り替えることは認めておらず、また満期保有目的の債券から売買目的有価証券又はその他有価証券への振替えは制限されている（金融商品実務指針第 82 項及び第 83 項）。

17. 前項(1)は、企業が取得した債券を満期まで保有することを目的としていることを示すものであり、「満期まで所有する積極的な意思」という主観的な要件だけでなく、「満期まで所有する能力」という外形的な要件も必要であるとして、満期保有

目的を厳格に定義するものである。

18. 本資料第 16 項(2)の要件は、債券を満期まで保有するためには償還日において額面金額による償還が確実に実行されることがあらかじめ見込めることが必要であることから設けられたものであり、実務上は債券が属性として有する元本リスク（信用リスク、為替リスク等）以外のリスクを含む債券（具体的には、デリバティブ要素が組み込まれた債券）は満期保有目的の債券に分類されていないと考えられる[6]。このような状況を踏まえると、現行実務において満期保有目的の債券に分類されている債券は、日本国債などのデリバティブ要素が組み込まれていないプレーン・バニラな債券であると考えられる。

19. 上述のとおり、満期保有目的の債券に関して、現行の金融商品会計基準等では時価評価の例外的な取扱いとして認める趣旨を踏まえて厳格な分類要件を定めている。ここで、仮に金融商品の分類及び測定の全般的な見直しを IFRS 第 9 号をベースとして行ったとしても、満期保有目的の債券は元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを回収する特性を有していると考えられること、及び満期保有目的の債券に分類する要件を踏まえると契約上のキャッシュ・フローの回収を目的に保有していると考えられることから、金融商品の分類及び測定の全般的な見直しを事後的に行ったとしても手戻りが生じる可能性は低いと考えられる。

20. このため、満期保有目的の債券については、金融商品の分類及び測定の全般的な見直しを待たず、本減損プロジェクトにおいて予想信用損失モデルに移行することが考えられる。

21. この点に関連して、本資料第 8 項(3)に記載のとおり、満期保有目的の債券を予想信用損失モデルの適用対象とすることに関して、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者からは次の意見が聞かれている。

    (1) 満期保有目的の債券について、現行会計基準において「信用リスクが高くないこと」が適用要件とされていることから、引当金の対象とすべきではないと考える。

22. 前項の意見のとおり、現行の金融商品会計基準等においては、満期保有目的の債券

---

[6] デリバティブ要素が組み込まれた債券に関して、複合金融商品として組込デリバティブ部分を区分処理するとしても満期保有目的の条件は満たさないとされている（金融商品実務指針第 68 項）。

に分類する要件として「信用リスクが高くないこと」が求められている。しかしながら、当該要件は取得時に関する要件であり、事後的に信用リスクが悪化する場合があると考えられる。このような状況は現行の金融商品会計基準等においても想定されており、満期保有目的の債券の発行者の信用状態が著しく悪化したか又は悪化すると合理的に見込まれる場合であっても、それらの売却又は振替が強制されるわけではないため、売却等のタイミングを見ながら、保有者のリスクにおいて満期保有目的の債券として当面保有し続けることが否定されるわけではないとされている（金融商品 Q&A Q28）。

23. このため、現行の金融商品会計基準等において「信用リスクが高くないこと」が適用要件とされていることをもって、満期保有目的の債券に対して予想信用損失モデルを適用することを否定することはできないと考えられる。むしろ、予想信用損失モデルを適用することによって、損失認識が遅いという現行基準の課題に対応できると考えられる。また、昨今の金利上昇により時価の下落率が 50%を超える可能性があるが、予想信用損失モデルを適用した場合、満期保有目的の債券に係る減損の判定においては、時価を考慮することなく、信用リスクのみに焦点を当てて行うことになると考えられる。

24. 以上の状況を踏まえると、本減損プロジェクトにおいて満期保有目的の債券を予想信用損失モデルの適用対象とすることが考えられる。この場合、ステップ 3、ステップ 4 及びステップ 5 で取扱いを異なるものとする特段の理由がないため、ステップ 3、ステップ 4 及びステップ 5 のいずれにおいても適用対象とすることが考えられる。

25. なお、満期保有目的の債券を予想信用損失モデルの適用対象とする場合、第 524 回企業会計基準委員会等において提案したとおり、格付会社が公表する情報等を活用して予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載し、また、ソブリン債など信用力の高い債券について予想信用損失の額に重要性が乏しいと考えられ、その結果、実務上、予想信用損失がゼロとされる場合がある旨を補足文書に記載することを予定している。

（その他有価証券に分類される債券に関する分析）

26. 現行の金融商品会計基準等において、その他有価証券は「売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式以外の有価証券」とされている（金融商品会計基準第 18 項）。さらに、「その中には、長期的な時価の変動により利益を目的として保有する有価証券や業務提携等の目的で保有する有価証券が含まれることになるから、その他有価証券は長期的には売却することが想定される有価証券で

ある。」とされている（金融商品実務指針第 72 項）。

27. ここで、現行の金融商品会計基準等では、売買目的有価証券と満期保有目的の債券に厳格な分類要件が設けられていることから、その他有価証券に分類される債券を次の 3 つに区分することができると考えられる。

(1) 元本及び約定利息といった契約上のキャッシュ・フローの回収を目的に保有しているものの、信用リスクが高くないといった満期保有目的の債券への分類要件を満たさない債券

(2) 売却を目的として保有しているものの、売買目的有価証券への分類要件を満たさない債券

(3) 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的に保有している債券

28. 前項(1)に分類される債券に関して、これまでの審議を踏まえると、例えば貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受けて保有する債券（以下「貸付金代替性債券」[7]という。）が該当すると考えられる。他方、前項(2)及び(3)に分類される債券としては、例えば市場において活発に取引されているような国債や公募社債が考えられる。

29. 次項以降では、「貸付金代替性債券」と「貸付金代替性債券以外の債券」に区分して更なる検討を行う。

貸付金代替性債券に関する検討

30. 貸付金代替性債券は、貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受けて保有するものであることから、貸付金と経済的な実質が類似していると考えられる。また、通常、市場で売却することは想定されておらず、銀行等金融機関と取引先との関係性から満期まで保有することを前提に債券を引き受けていると考えられる。この場合、元本及び約定利息といった契約上のキャッシュ・フローの回収を目的に保有しているものと考えられる[8]。

---

[7] 貸付代替性債券に該当する債券には、銀行等金融機関が総額引受人として引き受けて保有する債券が含まれると考えられる。

[8] なお、ESG 連動要素が組み込まれた債券に関しては、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを回収する特性を有しているかどうか議論があるが、IASB は、ESG 並びに類似の要素を含んだ金融資産の分類の明確化を含む IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正を目的とするプロジェクトに取り組み、2024 年 5 月 30 日に「金融商品の分類及び測定の修正－IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正」が公表された。詳細は次のリンク先を参照。
https://www.asb-j.jp/jp/iasb_activity/press_release/y2024/2024-0530.html

31. 仮に金融商品の分類及び測定の全般的な見直しを IFRS 第 9 号をベースとして行ったとしても、貸付金代替性債券は元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを回収する特性を有していると考えられること、また、貸付金代替性債券を引き受けて保有するのは金融機関のみであることから原則として契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする事業モデルの中で保有されている[9]と考えられるため、金融商品の分類及び測定の全般的な見直しを事後的に行ったとしても手戻りが生じる可能性は低いと考えられる。

32. 上述の検討を踏まえ、貸付金代替性債券については、貸付金と経済的な実質が類似していることから貸付金と同様の会計処理とするのが適切と考えられるため、償却原価で測定することとしたうえで予想信用損失モデルの適用対象とすることが考えられる。この場合、貸付金代替性債券の分類及び測定については、時価をもって貸借対照表価額とせず、その他有価証券の範囲から外して、満期目的保有の債券と同じ測定とすることが考えられる。また、貸付金代替性債券に関連する手数料については、ステップ 2 及びステップ 4 で提案した貸付金に関連する手数料に関するオプションを適用できるようにすることが考えられる。

33. これに関連して、本資料第 8 項(4)に記載のとおり、貸付金代替性債券を予想信用損失モデルの対象とすることについて、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者からは次の意見が聞かれている。

    (1) 中小企業向けの銀行保証付私募債を相当程度保有しており、現状案ではその大半が引当対象となる。システム投資や体制整備が必要となり、実務への影響・負担が相応にある。

34. 前項の意見は、貸付金代替性債券に関して管理体制の変更に関する実務負担を懸念するものである。確かに変更に伴う実務負担が生じることは想定されるものの、損失認識が遅いという現行の金融商品会計基準等に関する課題に対応できることによる便益を考えた場合、貸付金代替性債券に予想信用損失を導入する便益がコストを上回ると考えられる。このため、管理体制の変更に関する実務負担の懸念に関しては、貸付金代替性債券を本減損プロジェクトの対象から除くという対応ではなく、十分な準備期間を確保するように適用時期を設定することにより対応することが考えられる。

35. 前項の分析について、ステップ 3 及びステップ 4 で取扱いを異なるものとする特段

---

[9] 貸付金代替性債券を売却することはあり得るが、ここでは売却が頻繁でないことを想定している。

の理由がないため、ステップ 3 及びステップ 4 のいずれにおいても適用対象とすることが考えられる。なお、貸付金代替性債券を引き受けて保有するのは金融機関のみであることから、ステップ 5 には関連しないと考えられる。

貸付金代替性債券以外の債券に関する検討

36. その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券については、売却を目的に保有している又は契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的に保有していると考えられる。

37. ここで、債券の減損に関して、契約上のキャッシュ・フローの回収のみを目的としている場合には信用リスクのみを考慮すればよいと考えられる一方、保有目的に照らして売却する可能性がある場合には、時価に反映されている信用リスク以外のリスクを考慮しなくてよいかが課題となる。この課題を解決するためには、金融商品の分類及び測定に関連する論点を含む幅広い領域について検討する必要があると考えられる。また、ステップ 5 に関して、一般事業会社がその他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券を保有していることは多く見受けられるため、この観点からも慎重に検討する必要があると考えられる。

38. さらに、本資料第 8 項(5)に記載のとおり、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者からは次の意見が聞かれている。

(1) その他有価証券に分類される債券について、時価評価差額金には信用リスクも含まれていると認識しており、信用リスクのみを予想信用損失の対象とする考え方・実務の理解が難しいことから、引当金の対象とすべきではないと考える。

39. 上述の状況を踏まえると、その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券については、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行うまでの間、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲することが考えられる。この点、本資料第 12 項に記載した現行の金融商品会計基準等における減損の定めの課題を踏まえると、できるだけ早期に金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を開始することが必要であると考えられる。

40. 本論点は、ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関においても同じであると考えられるため、ステップ 3 においてもその他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券については、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行うまでの間、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲することが考えられる。この場合、ステップ 5 に関しても同様の取扱いとすることが考えられる。

IV. ASBJ 事務局の提案

41. 以上の事務局の分析を踏まると、次のことが考えられるがどうか。

(1) 満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券については、ステップ 3、ステップ 4 及びステップ 5 のいずれにおいても予想信用損失モデルの適用対象とする。

(2) 満期保有目的の債券については、格付会社が公表する情報等を活用して予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載し、また、ソブリン債など信用力の高い債券について予想信用損失の額に重要性が乏しいと考えられ、その結果、実務上、予想信用損失がゼロとされる場合がある旨を補足文書に記載する。

(3) 貸付金代替性債券の分類及び測定については、ステップ 3 及びステップ 4 のいずれにおいても、貸付金と同様の会計処理となるように、時価をもって貸借対照表価額とせず、その他有価証券の範囲から外して、満期目的保有の債券と同じ測定とする。この場合、貸付金代替性債券に関連する手数料についても、ステップ 2 及びステップ 4 で提案した貸付金に関連する手数料に関するオプションを適用できるようにする。また、管理体制の変更に関する実務負担の懸念に関しては、十分な準備期間を確保するように適用時期を設定することにより対応する。

(4) その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券については、ステップ 3、ステップ 4 及びステップ 5 のいずれにおいても、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行うまでの間、現行の金融商品会計基準等における取扱いを踏襲する。この点、現行の金融商品会計基準等における減損の定めの課題を踏まえると、できるだけ早期に金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を開始することが必要であると考えられる。

ディスカッション･ポイント
本資料第 5 項から第 41 項の事務局の追加的な分析及び再提案についてご意見を伺いたい。

以　上